

令和8年第3回江北町議会（定例会）会議録									
招 集 年 月 日	令和8年6月5日								
招 集 場 所	江 北 町 議 場								
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 散 会	令和8年6月5日 午前9時00分 令和8年6月5日 午前9時49分					議長 井上 敏文		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠	
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○	
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		○	
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○	
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○	
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○	
会議録署名議員	4 番	江 頭 義 彦		5 番	三 苫 紀美子		6 番	土 渕 茂 勝	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔		○	健康福祉課長		松 田 佳世子		○
	副 町 長	山 下 宗 人		○	地域づくり課長		宮 本 大 樹		○
	教 育 長	牟 田 久 俊		○	農業委員会事務局長		本 村 健一郎		○
	総務政策課長	山 中 博 代		○	会 計 室 長		山 崎 久 年		○
	町民生活課長	吉 原 和 彦		○	こども教育課長		坂 元 弘 睦		○
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二							
	書 記	山 下 太 郎							
議 事 日 程	別紙のとおり								
会議に付した事件	別紙のとおり								
会 議 の 経 過	別紙のとおり								

議 事 日 程 表

▽令和 8 年 6 月 5 日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 2 号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 4 報告第 3 号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第 26 号 町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例
- 日程第 6 議案第 27 号 江北町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 28 号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 29 号 江北町基盤整備促進事業に係る受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 30 号 避難所生活環境整備簡易トイレ等の取得に関する契約の締結について
- 日程第 10 議案第 31 号 避難所生活環境整備資機材の取得に関する契約の締結について
- 日程第 11 議案第 32 号 江北小中学校 G I G A タブレット端末更新に関する契約の締結について
- 日程第 12 議案第 33 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 13 議案第 34 号 令和 8 年度江北町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 35 号 令和 8 年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 36 号 令和 8 年度江北町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

午前 9 時 開会

○井上敏文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和 8 年第 3 回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政の重点事項についての報告があります。

まず、私のほうから主なものを報告いたします。

議会の諸般の報告をお開きください。

5月8日16時30分から佐賀市の四季彩ホテル千代田館において佐賀県町村議会議長会における臨時総会が開催され、議事として新役員の選挙が行われました。その選挙の結果、会長に吉野ヶ里町議会議長の馬場茂氏、副会長に江北町議会議長の私、井上敏文、それに監事、太良町議会議長の江口孝二氏が選出されました。

また、5月26日、東京国際フォーラムにおいて全国町村議会議長会による研修会が開催され、全国町村の議長及び副議長約2,000名が参加をしております。

講演の内容といたしましては、一般社団法人地域活性化センター理事長による「地方創生の先行きー地域未来戦略とともにー」についての講演があり、また、京都女子大学学長と宮城県蔵王町議会の女性議員によるパネルディスカッション等が行われました。

詳しい内容につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

また、令和7年度江北町一般会計予算繰越明許費繰越計算書及び継続費繰越計算書並びに令和7年度江北町土地開発公社経営状況報告書についての報告がっております。

内容につきましては、皆様に配付しておりますとおりであります。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。

内容につきましては、皆様方に配付しております報告のとおりであります。詳しい内容が知りたい方は、議員控室に資料を置いておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で私のほうからの報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。それでは、令和8年6月定例会の開会に際しまして、町政の運営状況について御報告を申し上げたいと思いますが、まずは町民の皆さんにおわびを申し上げなければいけないと思っております。既に公表をしておりますけれども、今回、国の給付関係の事務におきまして、町として本来受けるべき国の交付金918万4千円が我々役所の事務の誤りによりまして交付を受けられないという事態になりました。町民の皆様には大変

御迷惑をおかけいたしましたし、御心配もおかけをいたしましたし、また、町に対する信頼についても大変傷つけられたというふうに思っております。心からおわびを申し上げますとともに、今後の再発防止、また、信頼回復に努めてまいりたいというふうに思っております。誠に申し訳ございませんでした。

また、今回、その一つのけじめといたしまして、本6月定例会に私と副町長の給与の減額条例を提案させていただいております。議員の皆様方におかれましては、よろしく御審議いただければというふうに思っております。

少し今回の件について御説明を申し上げます。

国のほうでは新型コロナウイルスの感染拡大でありますとか、その後の国際情勢の不安定化による物価高騰など、国民の生活に多大な影響を受けているということで、これまでも様々な給付、また、減税等の事業が行われてきました。御記憶にあるところでいけば、令和2年でしたでしょうか、1人10万円の定額給付金などもありましたけれども、その後、定額減税等、また、低所得者への給付金などを行われてきたところであります。これらの実務についてはそれぞれ市町村が担うということになっておりまして、その対象者への通知であるとか、また、中には申請の受付、そして、支給などの具体的な事務は市町村が行ってきたところであります。それを町としては、1つには事業によってそれぞれ担当課が違います。場合によっては健康福祉課であったり、場合によっては町民生活課であるわけです。今回の918万4千円は2件分ということになりますけれども、2件とも今回は健康福祉課が担当しておりました。担当課としては、当然、住民の皆さんへの正確、迅速な支給ということはもちろんでありますけれども、やはりそのかかった事業費というものをきちんと把握する必要があるわけであります。（「1件は町民生活課」と呼ぶ者あり）町民生活課と健康福祉課ということであります。

事業によって担当課がそれぞれ違いますから、担当課としては、やはり正確、迅速な事務処理を行うということと、かかった経費の把握をするということが必要であります。また一方で、事業そのものは多岐にわたるものですから、また、複数の課にわたりますので、それ全体を取りまとめて、町としての交付金事業を把握するのは総務政策課が担当をしておりました。ですから、担当課がきちんと自分たちが執行した事業費を把握、また、総務政策課に報告をするということをしなければいけませんし、総務政策課としては各課が行っている事業、また、それにかかった事業費をきちんと把握するということが必要でありましたが、1

つには担当課としてきちんと総務政策課に報告をしていなかったという要因があります。そしてもう一つは、総務政策課そのものが担当課への照会をしていなかったというこの2つが、今回、結果的に江北町としてそれだけの交付金を請求する必要があるということが把握できなかった原因であります。

今回の事案を考えますと、もちろんそれぞれ関わった職員の、言ってみれば知識不足、認識不足ということもありますけれども、やはり担当者だけということではなくて、町全体として、役場全体としての仕事のやり方に問題があったのではないかというふうに反省をしております。あくまでも我々は組織で仕事をしているものですから、仮にそういう個人の誤りがあったとしても、それを組織の誤りにしないという本来は仕組みであるべきですけれども、これが結局、個人の誤りがそのまま組織の誤りになってしまったというところが問題であるというふうに思っております。

私自身、町政を担当させていただいて10年が経過をいたしました。私自身も30年ほど行政の現場におりまして、特に、役場の仕事の質の向上であるとか職員の資質の向上ということには意を用いてきたところでありますけれども、ここへ来てこうした事案が発生したというのは大変残念であり、また、町民の皆様には申し訳なく、またさらに言うと、自分の力不足も痛感をするところであります。今後は関係職員にもしかるべき処分もあるというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、最高責任者として、まずは自分自身のけじめをやっぱりつけるべきだろうということで、今回、減額条例を提案させていただいたところであります。

今後、同様の事案を発生させないことも当然私の責任であり、これから具体的な再発防止策というものを講じていく必要があると思います。幾つか自分の中で今思っているところがあります。1つは、やはり国とか県から来た文書の取扱いを見直す必要があるというふうに思っています。私が最初に入職したのは、佐賀県庁に平成4年に入庁いたしましたけれども、当時はまだまだ紙文化といいましょうか、国や、また、市町村に文書を発出するときには、いわゆる紙の公文書として、しかも、赤い公印が押されて、こういう通知が町として、または県として来ているということがある意味はっきりしておりました。ところが、今は情報化が進んでしまって全てがメールのやり取りになってしまっているものですから、そうした組織と組織のやり取りすらも、一見すると個人間のやり取りになってしまっているというところがあります。先ほど申し上げましたように、個人の誤りが組織の誤りになってしまうとい

うことの一つには、そうした組織として受けたいろんな通知というものを個人で処理してしまっているというところに問題があるのではないかというふうに思っております。

そこで、こうしたメールも含めて、まずは担当者が処理をスタートさせる前に、全てその所属長がまず中身を確認して、そして、これはいついつまでにこういうふうな処理をなさないと、もしくはまずこういうことをなさないと、そういう今後の事務処理のスケジュールも含めて、上司がまずきちんと指示を出すということによって事務の管理ができるのではないかというふうに思っております、こうしたメールを含めた、いわゆる公文書の取扱いについて見直しをしたいというふうに思っております。

それともう一つは、今回は総務政策課の中で実は交付金事業を担当しているのは企画情報係というところになります。本来、予算関係は財政係が取り仕切っているんですけれども、これは江北町だけではなくて、私もほかの役所にいましたけれども、正直なぜかと思えますけれども、企画のほうがこういう国の交付金関係の事務処理をするんですよ。実は今回の事案が発覚いたしましたのも、令和7年度の事業が終わって、その令和7年度予算の支出と収入を財政係のほうで整理する中で、そこにそごがあるということが発覚いたしました。そういう意味では、これまで伝統的にといひましょか、国の交付金関係の事業は財政じゃなくて企画がやるみたいなことが実は自治体の中で結構当たり前のようになっているんですけれども、もしかすると、そういう担当事務についても、仮に今回のような間違いがあったとしても、最後の最後まで手後れになるまで発見できなかった原因なのではないかというふうに思っております、こうした担当事務の見直しも必要があるというふうに思っております。

それともう一つは、これはこれからということになると思いますが、今、江北町役場では役職者が課長がいて、課長代理がいて、係長がいるという3層構造になっているんです。ただ、我々は本当に約100人ぐらいの小さな役所であります。果たして課長、課長代理、係長という役職が、ラインが途中でそんなに本当に要るんだろうかということも今回見直す必要があるんじゃないかと思えます。組織上は中間職制という言い方をします。何々補佐とか、何々代理とか。ですから、そこをやっぱりもう一度きちんと見直しをしていかないと、そこがあるからとか、そこだけがとはいひませんが、やはり無責任体制みたいなものがこのまま固定化するのはよくないなというふうに思っております、そういう意味でも、組織の見直しということ、職制の見直しと言ったほうがいいんですかね、これはこれから考える必要があるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、信頼回復と再発防止ということに我々は取り組む必要があるというふうに思っております。

毎月、全体朝礼というのを職員に対してやっております、私も訓示を伝えておりますけれども、今回、6月1日の全体朝礼の中でも職員に対してはこうした我々一人一人が仕事のやり方を見直す必要があるということと、やはり組織として仕事をするということを念頭に置くべきだということを申し上げましたし、これから課長を先頭に各課においてもそうした言ってみれば適正化といいましょうか、それをしていく必要があるというふうに思っております。

それで、6月1日から8月31日までの3か月間を役場としての信頼回復期間に設定をするということも職員に伝えまして、この3か月間でそうした仕事の見直しでありますとか、また、もう一度それぞれのやり方の確認であるとか、そうしたことを進めることにしておりますし、私も公表以後、町民の方にも直接大変厳しいお叱りをたくさんいただいております。そういう意味では、我々の仕事だけではなくて、今、やはり公務員としての姿についても信頼が揺らいでいるというふうに私は思っております、そうした仕事のみならず、公務員としての行動についても気をつけるようにということで指示をしております。8月が終わりまして9月議会ということになりますけれども、そのときにはそうした見直しも一定済んで、また改めて議員の皆様方とも向かい合えればというふうに思っております。

改めてではありますけれども、今回、実際に町に損害が生じてしまったことについて町民の皆様には深くおわびを申し上げますとともに、繰り返しになりますけれども、今後、役場一体となって信頼回復、また、再発防止に努めていきたいということをここでお誓い申し上げたいというふうに思います。

次に、せっかくといいましょうか、6月議会の町政運営の状況報告ということですので、少しだけ江北町で現在取り組んでいる事業について御報告をいたします。

まず1つは、町営タクシーであります。これまでも既に議員の皆様方には逐次お知らせをしておりましたし、既に運行をスタートしておるものですから、町民の皆さんも御存じだというふうに思いますが、4月、5月、ちょうど2か月を経過いたしましたので、2か月間のまとめということで少し申し上げたいと思います。

5月31日現在の登録者は163名であります。163名の年代ごとの区分で申し上げますと、60代が1名、70代が37名、80代が90名ですから55%の割合になります。90代が34名で、実は

100歳代もお一人おられます。という構成でありまして、この中でいきますと、80代が約半数を占めるということでもあります。また、男女比でいきますと、男性が31名、女性が132名、割合でいきますと19%と81%ですから、約8割が女性の方が登録をいただいているということでもあります。また資料は後で御提供いたします。

この163名のうち、この2か月間で少なくとも1回は町営タクシーを利用したという方は82名、ですから、ちょうど約半分の方が登録をされ、実際、少なくとも1回は利用をいただいているということになっております。

4月、5月の運行予定日数は48日間でありました。月曜日から金曜日と土曜日の午前中と。このうち実際に稼働した日数が46日間ですから、ほとんど毎日稼働していると。残りの2日間は恐らく土曜日だったと思いますので、48日間のうち46日間は少なくとも1回以上の運行をしているということになります。延べの運行回数は407回ということになりますので、先ほどの46日間で割りますと、1日当たり約8.8回、約9回運行したと。仮に往復で使ったと、4往復から5往復ぐらいの利用をいただいているということになっております。

それと、先ほど82名の方が実際お使いいただいているということですが、実際の利用回数と割ってみますと、1人当たり約4.9回ですから、2か月間で約5回ほど使っているということになりますので、5回ですから、片道という利用も当然入っておりますが、3往復から4往復、2往復から4往復ぐらいということですので、2か月間ですから、一月に1回お使いになったり、また、2週間に1回お使いになっているというのが平均から分かる数字だというふうに思います。

今回の町営タクシーの一つの特徴は、特に利用の目的を制限しないということで、いわゆる商店での買物、また、病院、役所だけではなくて、住民の皆さんの生活に応じて利用いただいているということでもあります。実際、買物、病院、役所、郵便局とか、金融機関とかというところが確かに多くなっています。ただ、それ以外にも案外多かったのが美容院。先ほど女性が多いと言いましたが、美容院で使っているとか、または、これは多分グラウンドゴルフだと思いますけれども、そうしたグラウンドゴルフなんかにも使っているとか、あとは墓参りとか友人宅という目的もありました。ですから、最低限のところではなくて、やはり充実した人生を送っていただくということで、目的については特に制限をしておりませんでしたので、実際、病院、買物だけではなくて、それぞれのニーズに応じた利用をいただいているんじゃないかなというふうに思います。

今回、池田議員から御質問いただいておりますので、これ以上詳細は避けましても、昨年1年間いろいろ検討を重ねてきまして、この4月から運行しているということでありましても、現状、私の認識としては、やはり町民の皆さんのニーズ、一方では、その担い手としてのタクシー会社さんなどの民間事業者があられますし、助け合いのグループでされているところがあります。やはりこのはざまを埋めるのが我々町営タクシーだというふうに思っております。民間事業者だけでは応えられない住民のニーズがあるというふうにも思っておりますし、一方で、住民のニーズは全て町営タクシーでかなえなければいけないというふうにも実は思っておりません。言ってみればベストミックスといいたいでしょうか、ベストバランスが今の町営タクシーの形態だというふうに思っております。

今回、利用登録の条件も制限をしておりますし、回数も制限をしておりますし、町内のみということでも制限をしております。やはり三位一体ということを以前言いましたけれども、住民の皆さん、また、タクシー事業者の皆さんと一緒に連携、協調、協働して、住民の皆さんの移動手段の確保をしていくということが大事だというふうに思います。

今年度に入りまして地域公共交通会議を1回開催いたしまして、タクシー会社からもいろんな意見をいただきました。今申し上げているとおりに、全てを江北町の町営タクシーで担おうなんて思っておりません。やはりタクシー事業者さんがあつての町営タクシーだというふうにも思っておりまして、既に10回ほどはどうしても調整が利かなくて町営タクシーをお断りしていることもありますし、中には、例えば、町外の病院に行きたいというお声があるのもよく存じ上げております。ただ、今申し上げたように、やはり町民の皆さんのニーズと、そういうタクシー事業者さんをはじめ、民間のサービスの間を埋めるものということで考えているものですから、無制限にこれから拡大ということは少なくとも今の時点ですべきではないというふうに認識をしているところでありますし、始まってまだ2か月でありますので、今後の運営状況などについても随時協議をさせていただきたいと思っております。

それともう一つですけれども、今年度からスタートしたこととしまして、町のごみ出しのルールといいたいでしょうか、出し方の見直しをさせていただきました。これまでのやり方を少し見直しまして、1つには、月・木、火・金という燃えるごみの日の組合せと、資源物については基本的に全て水曜日に収集をさせていただくということで、以前は2か月に1回というものもありましたけれども、4月からは一月に2回というペースで資源物として分かりやすく収集をさせていただくことになりましたし、今までは特に資源物は公民館などのお住ま

いから離れたところにわざわざお持ちいただく必要がありましたけれども、4月からは近隣のごみステーションで同じように出していただけるようにいたしました。正直、スタート当初はいろいろ混乱が生じるのではないかなというふうに心配しておりましたけれども、2か月間経過をいたしまして、幸い住民の皆さん方の御理解や御協力もありまして大きなトラブルは起きておらず、ここまで見直し後の運用でできることになりました。

御存じのとおり、江北町では令和7年度からプラスチックごみの再製品化ということも1年先にやっておりましたけれども、この令和7年度のプラスチックごみの再製品化、また、令和8年度のごみ収集体制の見直しということで、ある意味、町民の皆さんからは分かりやすく、そして、出しやすくなったことが、結果的にごみ全体の減量にもつながっているというふうに思いますし、また、そうした再資源化も高まっているというふうに思っております。

例えば、プラスチックごみの収集量を令和6年度と令和7年度で比較をいたしました。7年度から製品プラスチックも収集をしております。令和6年度のプラスチックごみの収集量が19トン、そして、再製品化を始めた令和7年度は27トンですので、約40%、いわゆるプラスチックごみとしての収集量が増えたということになりますし、これらは全て再製品化のルートに回しているということになります。

ちなみに、6年度と7年度の燃えるごみの量も比較をしました。令和6年度の燃えるごみ量が1,440トン、令和7年度が1,430トン、約10トン減少しております。プラスチックごみの収集量は8トン増えて、燃えるごみは10トン減ったと。もちろんごみ全体量が減っているという、例えば、人口減少とか、そういうこともあるので、イコールではありませんけれども、そういう意味では、やはり燃えるごみからプラスチックごみに置き換わったということが言えるんじゃないかなというふうに思っています。

今申し上げましたように、今度は令和8年度からプラスチックごみだけではなくて、資源物を含めたごみの出し方、集め方そのものも見直したわけですがけれども、ちょっとこれは4月、5月、2か月間という数字で御理解いただきたいんですけども、令和7年度の資源物全体の収集量がプラスチックごみ含めて、それ以外のも含めて4月、5月では16トンでありました。令和8年度、同じ4月、5月の2か月分ですけども、18トンになっておりますので、2か月間で2トン資源物そのものの収集量が増えたということになっています。先ほどと同じように、今度は燃えるごみを比較しますと、燃えるごみも4月、5月で比較をしますけれども、令和7年度の4月、5月が250トンで、令和8年度の4月、5月、この2か月は

235トンということで、15トンほど減っております。先ほど申し上げましたように、可燃物の減少の理由はいくつもありますけれども、大きな傾向でいけば、資源物の収集のしやすさ、出しやすさが資源物回収の量の増加につながりましたし、その分も含めて可燃ごみそのものの収集量も減っているということでもあります。

県内を含めて、こうした取組というのを実施している自治体はまだ少ないんですけれども、今まではどちらかというと、ほかのまちがやっていないからということが江北町でもやらないもっともらしい理由になっていましたけれども、そうではなくて、ほかのまちがやってなくても、もっと言うなら江北町がやるからそれが広がっていくというような気持ちでこうしたことに取り組んでおりますし、リチウムイオンバッテリー、これも議会からも御質問いただきましたので、それを受けて町内のコンビニエンスストア、また、施設にも御協力いただいて、住民の皆さんの身近なところでリチウムイオンバッテリーの回収体制もさせていただきました。こうしたことを含めて、ぜひほかのまちにもこうした取組が広がればなというふうに思っております。

本来ならいろいろここで申し上げたいことがありました。例えば、令和7年の国勢調査の速報値が出ました。江北町は前回に比べて61名減ということになって、そこだけ見れば残念ながら減ってはいるわけですが、御存じのとおり、江北町は平成以降、人口が減らない町というふうに言われております。実際、平成に入って最初の国勢調査が平成2年でありましたけれども、そのときの人口と比べますと、実は令和7年はまだ増えております。ということはどういうことかということ、令和2年の人口から増減を繰り返して、言ってみれば一進一退の状況であるということで予断は許しませんけれども、61名減ではありますけれども、少し長期的に見れば何とか人口が維持できているのではないかというふうに思っております。

それと、昨日、出生率が発表されました。今回、全国では1.14ということで、出生数過去最低ということになっておりました。佐賀県は比較的上位に位置をしておりまして1.38、全国で8番目に出生率は高いということになっております。今回の調査では市町村ごととは出ておりませんが、市町村ごとの調査というのも別にされておりました、直近では令和6年に発表された市町村ごとの出生率があります。これでいきますと、我が江北町は県内1位であります。1.84、全国で48位ということになっております。前も申し上げましたが、小さな自治体で出生率を上げる特効薬みたいな事業というのは、これは小さい大きい関係なく、ないんだろうというふうに思います。やはり町のいろんな取組の総合力の結果だという

ふうに私は思っておりまして、そういう意味では、出生率が高い率にあるということは大変ありがたいなというふうに思っております。

本来なら一番最初におわびを申し上げ、また、いろんな経過を御説明した時間も含めて、もっと町政の運営状況についていろんなことのお話をできたらよかったなと思っているんですけれども、残念ながらいいまいしょうか、今回こうした事案が発生いたしましたので、全体としてはおわびと経過の説明に時間を費やさせていただきました。例えば、今回6月補正予算では、江北町では物価高に対しては必要なときに必要な支援をということで、農業関係について支援策を盛り込ませていただいております。麦、大豆、米の乾燥施設、個人とカントリーの燃料、電気代の補助ということで今回手を打たせていただいております。

もう一つは、これも議会からも御提案がありました後期高齢者の方の健康管理ということで、これは県内初めてだと思います。後期高齢に移行されても、人間ドック、脳ドックについては町として助成をさせていただくというふうなことも実は今回6月の補正予算には入れ込んでおりまして、新しい時代の新しい仕組みづくりであるとか、また、物価高騰など、今は物資不足という局面にもなっております。こうしたことに対して適切な時期に適切な支援ということをやっていく必要がありますし、そうしたこともやっております。

ちょうど私は10年になって、少し我褒めのように聞こえたら申し訳ありませんけれども、私は自分自身のことを極力客観的に見ると、恐らく柔軟な発想とか、また、それを具体化する構想とか、そして、実際現場に出向いてそれを確認する行動とかということが自分のモットーで、これまで10年間進めてまいりましたし、やはり先を見て早めに手を打つということが、ある意味、自分の真骨頂だというふうに思っております。ですから、先ほどから御紹介したような取組もそうですけれども、まず基本のキ、正確、迅速に必要な事務がきちんとやれるということは全ての大前提だというふうに思っておりまして、そういう意味でも今回の事案の発生は大変私自身悔しく、申し訳なく思っております。

これから3か月間、集中的にてこ入れをいたしまして、また新たなスタートが切れればというふうに思っております。

6月4日、昨日には九州北部も梅雨入りをしましたし、幸い直撃はしませんでしたけれども、先般は台風6号が発生をしたり、これから本格的な出水期を迎えます。また、数年来取り組んでおります熱中症対策もさらなる充実を図る必要があるというふうに思いますし、先ほど申し上げましたように、物価高騰であるとか物資不足というものが住民の皆さんの生活

にも影響が出ている状況であります。これから1年間は、まずは住民の皆さんの安全と安心、そして、住民生活の維持、安定に全力で取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、改めて議員の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして、町政運営状況の報告とさせていただきます。

今回もどうぞよろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

町長からの報告が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○井上敏文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において4番江頭義彦議員、5番三苫紀美子議員、6番土淵茂勝議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○井上敏文議長

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から6月12日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月12日までの8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりでございます。

日程第3～第15 報告第2号～議案第36号

○井上敏文議長

日程第3. 報告第2号から日程第15. 議案第36号までを一括上程いたします。

議案を朗読させます。大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島浩二）

(朗読省略)

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案をいたしました議案について提案理由を申し上げます。

まずは報告第2号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたため、本町においても税条例の改正が必要となりました。

4月1日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

主な改正内容は、個人住民税における給与所得控除の最低保障額の拡充、いわゆる年収の壁の引上げであります。

次に、報告第3号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されたため、本町においても国民健康保険税条例の改正が必要となりました。

令和8年4月1日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税における医療分賦課限度の引上げ及び全世代で子育てを支援する仕組みとして、子ども・子育て支援分の新設であります。

次に、議案第26号 町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例であります。

町長及び副町長の給料の減額措置を講ずるため、条例を制定するものであります。

制定内容は、給料月額10%を町長は3か月、副町長は1か月減額するものであります。

先ほど冒頭で申し上げましたが、今回の事案に対する一定のけじめとして今回提案をさせていただくものであります。

次に、議案第27号 江北町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たな条文が追加されることから、本条例で引用している法の条に変更が生じるため所要の改正を行うものであります。

議案第28号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本年３月に閣議決定された第５次犯罪被害者等基本計画において、国の行政機関における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・検討が盛り込まれました。

これを踏まえ、犯罪被害者等が被害者参考人として裁判所等に出頭するなど裁判対応に伴う負担に加え、犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性を考慮するため人事院規則が改正されたことに伴い、改正を行うものであります。

改正内容は、特別休暇の対象者として被害者参加人を加えるものであります。

次に、議案第29号 江北町基盤整備促進事業に係る受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例であります。

令和８年度から県の基盤整備促進事業補助金を活用し、町内の農地において当該事業を実施する計画であります。

本事業は町が事業主体となり、国、県、町、または受益者がそれぞれ事業費の負担を行うものであり、暗渠排水事業の施行により受益者から分担金を徴収する必要があるため、本条例を改正するものであります。

次に、議案第30号 避難所生活環境整備簡易トイレ等の取得に関する契約の締結についてであります。

避難所生活環境整備簡易トイレ等の取得に関する契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案をするものであります。

簡易トイレ及びそれに附属する備品等を指定避難所に設置し、災害が発生した際の指定避難所の衛生環境を整備するものであります。

契約の相手方、金額については別紙議案のとおりであります。

議案第31号 避難所生活環境整備資機材の取得に関する契約の締結についてであります。

避難所生活環境整備資機材の取得に関する契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものであります。

ワンタッチベッド、ポータブル電源、充電式投光器及び発電機等を町の指定避難所に設置し、災害が発生した際の指定避難所の環境整備を行うものであります。

契約の相手方、金額については別紙議案のとおりであります。

議案第32号 江北小中学校GIGAタブレット端末更新に関する契約の締結についてであります。

江北小・中学校の学習用タブレット端末更新に関する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出をするものであります。

事業内容は、令和2年度に整備したタブレット端末の入替えを行うものであり、契約の相手方、金額については別紙議案書のとおりであります。

次に、議案第33号 農業委員会委員の任命についてであります。

現在の農業委員会委員の任期が令和8年7月19日で満了することに伴い、新たな委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第34号 令和8年度江北町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は1億6,815万3千円を増額し、歳入歳出予算総額を81億515万3千円とするものであります。

内容としては、物価高騰から町民を守る町独自の物価高騰対策事業として、子育て世代の経済的負担を軽減し、インフルエンザの発症及び重症化を予防するため、子供のインフルエンザ予防接種費用を全額助成する費用を計上しております。

また、農業者の経済的負担を軽減し、経営の安定化を図るため、県の支援が行われない農業乾燥施設の燃油料・電気料高騰分の一部を支援する費用を計上しております。

また、年齢にかかわらず切れ目のない健康支援を行うため、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行した後も、人間ドックや脳ドックを受診した場合に、国民健康保険の被保険者と同様の助成を行う費用を計上しております。

次に、新しい時代に対応したまちづくりの推進事業として、児童・生徒の熱中症対策と災害時の避難所としての機能強化を図るため、小・中学校の屋内運動場の空調設備の整備に係る費用を計上しております。

本年度は基礎調査と実施設計を行い、令和9年度末までに設置工事を行い、令和10年度からの稼働を予定しております。

また、暗渠排水事業については、昨年2月の冬季の農談会で要望を受け、要望調査の実施

や県へ予算要望を行うなど準備を行ってきましたが、本年４月８日に事業に係る補助金の内示があったことから、令和８年度から令和10年度までの３か年で事業を実施いたします。

次に、着実な安全・安心のまちづくりの推進事業として、町道東分～下惣線道路改良事業につきまして、当路線の課題である国道207号交差点部分の交通安全対策及び冠水対策を行うための費用を計上しております。

懸案でありましたけれども、令和８年度に佐賀県警で信号機が新設されることが決まりました。これに合わせて工事を行うものでありますけれども、令和９年１月の供用開始を予定しており、それに向け、整備を行うこととしているところであります。

歳出の主なもののものとしましては、先ほど御紹介をいたしました、子どものインフルエンザ助成事業552万円、農業乾燥施設支援事業544万３千円、後期高齢者人間ドック・脳ドック助成事業60万円、小中学校屋内運動場空調設備整備事業1,209万円、暗渠排水事業6,302万９千円、町道東分～下惣線道路改良工事4,080万２千円などを計上しております。

補正予算の主な財源としては、過疎対策事業債やふるさと応援基金繰入金、事業執行における国・県支出金などであります。

次に、議案第35号 令和８年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）であります。

今回の補正額は299万１千円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ12億4,351万２千円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の増額であります。

最後になります。議案第36号 令和８年度江北町下水道事業会計補正予算（第１号）であります。

今回の補正額は、収益的支出に36万２千円を増額し、収益的支出総額を５億9,834万４千円とし、資本的収入を４万円減額し、資本的収入総額を３億1,009万７千円とするものであります。

補正予算の内容は、公共下水道施設ストックマネジメント事業に係る社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う国庫補助金の減額及び企業債への財源組替えと人事異動に伴う人件費の増額を行うものであります。

以上が本議会に提案した議案であります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前 9 時49分 散会